

コベネフィットCDMモデル事業

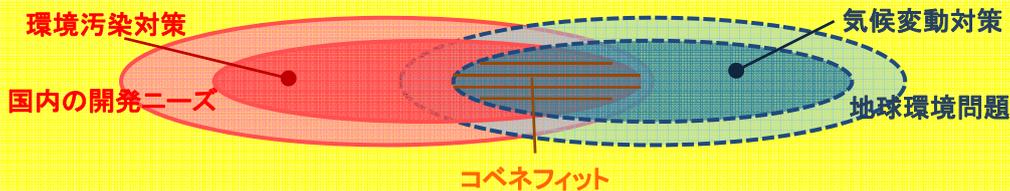
(担当：水・大気環境局水・大気環境国際協力推進室)

21年度予算額4.66億円

目的・意義

京都議定書の削減目標を達成するための柔軟措置である「クリーン開発メカニズム（CDM）」については、途上国における温室効果ガス削減に加え、途上国に対する技術移転や持続可能な開発の便益がもたらされることが大きく期待されています。また、途上国においても、温室効果ガスの排出削減のみならず持続可能な開発という国内ニーズに資するプロジェクト、いわゆるコベネフィット（相乗便益）を達成するCDM事業の実施が強く期待されています。

本補助事業は、このような現状を踏まえ、大気汚染・水質汚濁・廃棄物問題等の環境汚染問題が顕在化しつつあるアジア各国のニーズに対応したCDM事業をモデル事業として実施し、温暖化対策と環境汚染対策のコベネフィットの実現を目指したコベネフィットCDM事業の拡大・推進を図るものです。



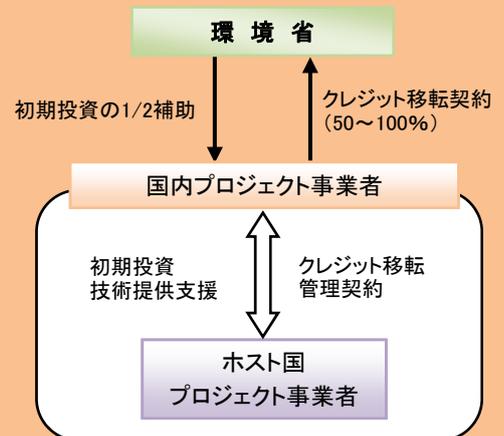
事業内容

発生するクレジットの50～100%を無償移転することを条件に、コベネフィットを実現するCDMプロジェクトの初期投資の1/2を補助します。

想定されるコベネフィット対策の対象分野

コベネフィット対象分野	対策活動	環境保全便益	温暖化対策便益
大気汚染	燃焼の改善	大気汚染物質 (SOx, NOx, 煤塵) の減少	温室効果ガス排出削減
	燃料転換		
	交通対策		
水質汚濁	ヘドロ等からの温室効果ガス発生防止	水質改善、悪臭防止	
廃棄物	適切なごみ埋立	廃棄物の適正処理	
	バイオマス廃棄物活用	廃棄物量の減量	

コベネフィットCDMモデル事業スキームの例



補助内容

1. 補助対象者：民間団体
2. 補助対象事業：温室効果ガス削減と水質汚濁、大気汚染、廃棄物の環境問題の解決に資するコベネフィットCDM事業
3. 補助割合：初期投資費用の1/2

総事業費	
環境省	民間団体
1/2	1/2

平成20年度コベネフィットCDMモデル事業

平成20年度は以下2件の事業を採択しています。いずれも環境汚染問題が緊急課題であるアジア各国のニーズに対応したCDM事業に取り組むものであり、その取組はコベネフィット型対策のモデルともなるものです。

【マレーシア】 マレーシア国における閉鎖処分場の温室効果ガス排出削減に伴う環境改善計画

本事業は、嫌気性状態である廃棄物処分場を準好気性に改善することで、廃棄物処分場から排出される温室効果ガスを削減するとともに、廃棄物処分場の安定化、浸出水の水質改善及び悪臭防止等の環境汚染対策を図るものです。



事業対象の廃棄物処分場



現地調査

温暖化対策
温室効果ガスの排出削減

環境汚染対策
廃棄物処理場の安定化・安全閉鎖
浸出水の水質改善
悪臭改善

【タイ】 エタノール工場排水からの発電用バイオガス事業(第1期)

本事業は、嫌気性オープンラグーンで処理されているエタノール工場の排水を、嫌気性発酵槽を導入して処理することにより、排水の水質改善及び悪臭改善の環境汚染対策を図るとともに、温室効果ガスの大気放出を抑制し、発電した電力を地方配電会社に供給することによって化石燃料使用量の削減を同時に行おうとするものです。



工場敷地内に広がる嫌気性オープンラグーン



近隣住民等への説明会

温暖化対策
温室効果ガスの排出削減

環境汚染対策
排水の水質改善
悪臭改善
(嫌気性オープンラグーンの削減)

申請・補助について

【申請時の主な流れ】



※募集期間に関する問い合わせや事前相談も受け付けておりますので、随時御連絡ください。

※様式類及び詳細については交付要綱・実施要領を参照ください。

<http://www.env.go.jp/water/info/cdm/index.html>

※なお、交付決定前に実施した事業は補助の対象となりません。

【事業完了時の主な流れ】



【採択の主な要件】

- ①京都議定書に批准している途上国において実施を検討している我が国の削減目標達成に貢献するCDM事業であること。
- ②水質汚濁、大気汚染、廃棄物の環境問題の解決に資する事業であること。
- ③本事業の成果としての温室効果ガスの削減量及び環境問題対策の効果を把握できること。